

アパート・借家をお持ちの方・不動産業者の皆様方へ

平成23年7月



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

新潟市中央区新光町10-2 技術士センタービル7階

【お問い合わせ・お申込み先】

025-280-1111 (代表)

ミニ・セミナー「大家さんのためのトラブル対処法 その2」のご案内

拝啓 盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所では、昨年秋から毎月1回、少人数参加でテーマを絞ったミニ・セミナーを開催しております。

8月開催の第12回目は、アパートや借家をお持ちの方や不動産取引業者の皆様向けのセミナーです。

今回のセミナーは、昨年10月に行った大家さん向けセミナーの続編として企画致しました。前回ご参加頂いた方も、また残念ながらご参加頂けなかった方にも、十分役立つ内容となっておりますので、転ばぬ先の杖として、本セミナーを是非ご利用下さい。

申込ご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、ファクシミリにて8/18(木)までにご返送下さい。なお、限定15名様(先着順)となっておりますので、万一定員に達した場合には何とぞご容赦下さい。また、お問い合わせ等はお気軽に上記連絡先までお電話下さいますようお願い申し上げます。 敬具

〈講師〉 弁護士 角家 理佳

〈開催日〉 平成23年8月23日(火)

〈時間〉 午後3時～4時 (終了後、個別のご質問等を受け付けます。)

〈会場〉 技術士センタービル8階 B会議室 (新潟市中央区新光町10-2)

〈参加費〉 2,000円(税込み) (当日会場にて申し受けます。)

今後の予定

9月20日(火) 午後3時～「元従業員による同種事業立ち上げにまつわる法的問題」 講師：弁護士橘里香

FAX (025) 280-1552

【大家さんのためのトラブル対処法その2 セミナー申込用紙】

事業所名			
ご参加者氏名 (お役職)	( )		
ご住所	(〒 - )		
お電話	( ) -	FAX	( ) -
質問事項 (お聞きになりたい ことがあれば ご記入下さい)			